

別府市監査委員告示第5号

監査結果について

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象 その他の事務部局
 会計課、議会事務局、農業委員会事務局

令和6年12月24日

別府市監査委員 大呂 紗智子

同 小野 正明

同 藤野 博

監 査 報 告 書

監査委員は、別府市監査基準（令和2年監査委員告示第2号）に準拠し、本監査を実施した。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査及び同条第2項に規定する行政監査

2 監査の対象

その他の事務部局、行政委員会各課等（会計課、議会事務局、農業委員会事務局）の原則として令和5年度の事務事業を対象としたが、必要に応じ過年度も対象とした。

3 監査の着眼点

監査に当たっては、事務及び事業が法令に基づいて適正に、かつ、次に掲げる事項に沿って行われているかに留意するものとした。

- （1）住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる。
- （2）常に組織及び運営の合理化に努める。

なお、財務事務執行については、内部チェック機能の整備運用状況及び過去の監査において指摘が多くリスクが高い「現金取扱事務」、「支出事務」、「契約事務」及び「財産管理事務」等に重点を置くものとした。

4 監査の主な実施内容

監査に当たり、会計管理者以下幹部職員に、事務概要、執行状況等の説明を求め、次の内容で実施した。

- （1）その他の事務部局、行政委員会各課等の担当事務、職員の状況、当該年度の重点事業等の資料を基に、上記3の観点から監査重点項目を次のとおり決定した。

重点監査項目		
共通項目	支出事務	旅費及び費用弁償について
	契約事務	委託契約について
	財産管理事務	公印の管理について

重点監査項目		
個別項目	会計課	つり銭等資金の交付・返納等処理について
		出納員・分任出納員の事務引継ぎについて
		手数料について
	議会事務局	タクシーチケットについて
		現金の出納及び保管について
		切手の管理について
	農業委員会事務局	農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬について
		現金の出納及び保管について
		切手の管理について

(2) 監査委員及び事務局職員により、重点監査項目に関する財務証票その他関係書類等の確認を行うとともに、事務執行過程における状況について、その他の事務部局、行政委員会各課等の担当者へのヒアリングを実施した。

また、証拠として関係書類を複写保存し、精査を行った。

(3) 監査委員全員により、項目ごとに、監査途中における問題点やリスクの評価等について意見交換を行うとともに、重要な点において、別府市監査基準第15条に定める事項が認められるか協議した。

※議会事務局の旅費及び費用弁償、タクシーチケットの項目については、議員選出の小野正明委員は利害関係があるため、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員室、監査事務局事務室、各課事務室等

(2) 実施日程 令和6年10月29日から令和6年12月24日まで

6 監査の結果

別府市監査基準に基づき、重要な点において上記1から5に掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

一方、その他の観点から一層の事務の適正化等に努めるべく、是正又は改善が求められる注意事項については別途口頭指導した。

監査の結果に関する是正又は改善等を行う際には、リスク管理において実効性のあるものとなるよう考慮されたい。